

宮崎県身体障害者陸上競技協会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 名称は、「宮崎県身体障害者陸上競技協会（以下、本協会と略す）」とする。

(事務局)

第2条 本協会の事務局は、事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本協会は、九州在住の宮崎県出身の身体障害者、および宮崎県に居住、勤務または在学する、身体障害者とその関係者の陸上競技技術の向上を図り、会員相互の理解親睦を深め、同競技の振興と普及に努めることにより、身体障害者の生活の向上に寄与するとともに、積極的な社会参加を促進することを目的とする。

(業務)

第4条 本協会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 宮崎県の身体障害者に陸上競技を指導・普及するための講習会や研究会等の開催に関する事。
- (2) 身体障害者の陸上競技の情報収集および提供等に関する事。
- (3) 会員相互の理解交流、ならびに他県協会との交流に関する事。
- (4) 日本身体障害者陸上競技連盟（以下、日身陸連）、九州身体障害者陸上競技協会(以下、九身陸協)に宮崎県を代表する団体として加入し、連携を密にして交流を深めること。
- (5) その他、本協会の目的達成に必要な事項に関する事。

第2章 会員および登録

(会員)

第5条 本協会の会員は、次の三種とする。

(1) 会員

本協会の目的に賛同する、宮崎県内の身体障害者手帳を所有する身体障害者で、本協会に登録した者。尚、16歳未満の者は親権者の承諾を必要とする。

(2) 賛助会員

本協会の活動に賛同し、その事業を援助する個人、法人または団体。

(3) 顧問

本協会の発展に特別に寄与していただける方、または、いただいた方を理事会において顧問として推薦、承認された方。

(会員・賛助会員の登録)

第6条 本協会への登録は、会員登録細則による。

- 2 会員、賛助会員は、年度ごとに本協会に直接登録する。

3 登録の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度単位とする。

(会費)

第7条 本協会に登録する会員は、登録の際に別に定める会費を納めなければならない。

2 いったん納入した会費は、いかなる場合も返還しない。

(退会)

第8条 会員は次の場合は、退会したものとする。

- 1 本人が死亡したとき。
- 2 本人から退会の申し出があったとき。
- 3 本クラブの名誉を著しく傷つけたとき。
- 4 会費を3年以上、請求しても納入しないとき。

(権利停止および除名)

第9条 本協会会員が、本協会の名誉を傷つけ、会則に反する行為を行った場合は、理事会の決議により、期間を定めて当該会員の権利を停止または除名することができる。

第3章 役員

(役員)

第10条 本協会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
理事	若干名
監事	1名
会計	1名
事務局長	1名

(役員を選出)

第11条 理事は、県内から推挙される会員または個人の賛助会員である。その他の役員は、理事によって推挙され、理事会で承認する。

- 2 理事に欠員が生じた場合、欠員を補充することができる。
- 3 会長、副会長は、理事が推挙する者で、理事会が議決すれば、会員以外でも委嘱できる。

(役員の仕事)

第12条 会長は、会務を総理し、本協会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会務を遂行する。会長不在のときは、その任を代行する。
- 3 理事は、会務を分掌する。
- 4 監事は、会計を監査する。

- 5 会計は、会計処理を行ない、決算報告を行う。
- 6 事務局長は、事務処理等を行ない、会務を統括し執行する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、補充することができ、前任者の任期を継承する。
- 3 役員は、後任の役員が就任するまでは、任期満了後も任務を継続する。

第4章 機関

(機関)

第14条 本協会に次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) その他の必要な専門委員会

(理事会)

第15条 理事会は、本協会の会長、副会長、理事及び事務局長（役員とする）で構成する最高の議決機関であり、会長が年1回以上召集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員を選任に関すること。
 - (2) 事業計画および予算に関すること。
 - (3) 事業報告および決算に関すること。
 - (4) 会務執行に関すること。
 - (5) 会則改廃に関すること。
 - (6) 会員の除名に関すること。
 - (7) その他の必要な事項。
- 2 理事会は、総数の過半数以上（委任を含む）の出席で成立する。
 - 3 理事会の議案は、出席者の過半数により決する。可否同数の場合は、議長が決する。
 - 4 理事会に出席できない理事は、議事に関する意思を書面によって示すことができる。または、他の理事を代理人として議決権の行使を委任することができる。これらの場合、理事は出席したものとみなす。
 - 5 理事会の議長は、会議の場で選出する。選出希望者がいない場合は会長が司る。
 - 6 理事会の内容は、要点を記録する。（検討）

(専門委員会)

第16条 専門委員会は、理事会の議決を経て設ける。

- 2 専門委員会の組織や職務は、専門委員会細則による。

第5章 会計

(資産の構成)

第17条 本協会の資産は、次のものよりなる。

- (1) 会費
- (2) 補助金、助成金
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(会計区分)

第18条 本協会の会計は、一般会計と特別会計に区分して行う。

- (1) 一般会計は、一般的な会務の運営のための会計とする。
- (2) 特別会計は、特別な事業のための会計とする。

(資産の管理)

第19条 本協会の資産は、理事会の定めるところにより運用し、事務局長が管理する。

(予算および決算)

第20条 本協会の予算は、理事会で議決する。

- 2 本協会の決算は、会計年度ごとに監査を行い、理事会に報告し承認を得るものとする。

(会計年度)

第21条 本協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 事務局

(設置)

第22条 本協会は、会務遂行のため事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局次長、事務局員を配置することができる。
- 3 事務局次長、事務局員については、事務局長が選任し会長の承認を得るものとする。

(事務局規定)

第23条 事務局の機構および内容については、別に定める。

第7章 会則の改廃

(会則の改廃)

第24条 本会則の改廃は、理事会の議決により行う。

第8章 雑則

(細則)

第25条 この会則の施行にあたって必要な細則は、理事会の議決によって定める。

付 則

- 1 本会則は、2006年5月1日より施行する。
- 2 本会則は、2010年4月25日より施行する。